

三宅島空港

A 2－B C P

2 0 2 5 年 1 0 月

東京都三宅島空港管理事務所

改正 番号	改正日	適用日	改正概要
制定	令和2年8月25日 2三支土第892号	令和2年9月1日	新規制定
1	令和3年9月17日 3三支土第1154号	令和3年10月1日	協定の追加ほか軽微な修正
2	令和4年3月1日 3三支土第2306号	令和4年3月1日	文言修正等
3	令和4年9月26日 4三支土第1160号	令和4年10月1日	組織名変更ほか軽微な修正
4	令和6年9月25日 6三支土第781号	令和6年11月1日	A2-BCP ガイドライン改訂に伴う軽微な変更、修正
5	令和7年10月31日 7三支土第745号	令和7年10月31日	時点修正、軽微な修正

目次	
はじめに	- 1 -
第1章 被害想定	- 1 -
(1) 地震	- 1 -
(2) 津波	- 1 -
(3) 悪天候等	- 2 -
第2章 統括的災害マネジメントに向けた目標設定	- 2 -
(1) すべての空港利用者の安全安心の確保	- 2 -
(2) 空港施設の早期復旧	- 2 -
第3章 総合対策本部「A2-HQ」の設置	- 2 -
(1) 「A2-HQ」の設置	- 2 -
(2) 「A2-HQ」の構成	- 3 -
(3) 「A2-HQ」の役割	- 3 -
第4章 全ての空港において策定すべき計画	- 3 -
(1) B-Plan (Basic Plan : 基本計画)	- 3 -
B-1 滞留者対応計画	- 3 -
B-2 早期復旧計画	- 5 -
(2) S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)	- 8 -
S-1 電力供給機能	- 8 -
S-2 通信機能	- 9 -
S-3 水道機能	- 10 -
S-4 燃料供給機能	- 11 -
S-5 空港アクセス機能	- 11 -
第5章 外部機関との連携	- 12 -
第6章 情報発信	- 13 -
(1) 整理すべき情報と担当機関	- 13 -
(2) 情報の集約と発信	- 13 -
第7章 訓練計画	- 13 -

（１）訓練の実施.....	- 13 -
（２）日常点検の実施	- 14 -
第 8 章 各施設の担当部署と技術者の配置状況	- 14 -

はじめに

「A2-B-C-P」は、空港利用者等の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」と、航空ネットワークの維持を目的とした空港の「早期復旧計画」等からなる基本計画（B（Basic）－Plan）に加えて、これまで経験したことのないレベルの災害等にも対応できるよう、電力や通信、水道といった機能の喪失時等への対応も考慮した機能別対応計画等の計画（S（Specific-functional）－Plan）も併せて策定している。

今後、実効性のある「A2-B-C-P」の策定や見直し、訓練等を通じて意識を高め、災害の発生時には関係者が一体となって迅速に対応することで、災害に強い航空ネットワークの構築につなげていく。

第1章 被害想定

（1）地震

ア 想定規模

「東京都地域防災計画」による元禄型関東地震（マグニチュード8.2：震度6弱）とする。

イ 被害状況

空港施設については以下を想定。

- ・旅客ターミナルビルは、大きな被害なし
- ・滑走路、誘導路等の基本施設は、舗装面に応急補修が必要なクラックが発生
- ・航空灯火の内、進入角指示灯が一部変位
- ・場周柵が一部損壊
- ・都道（島一周道路）の一部が通行不能
- ・旅客ターミナルビル内に滞留者が70人
- ・商用電力の供給が停止、水道施設の被災により上水の供給が停止、通信は携帯電話の通話が規制

（2）津波

ア 想定規模

「東京都地域防災計画」による元禄型関東地震（マグニチュード8.2：震度6弱：最大津波高18.20m）とする。

イ 被害状況

空港施設については以下を想定。

- ・ターミナルビル、滑走路・誘導路等の基本施設、電源局舎、航空灯火は津波浸水域に含まれないため、大きな被害はなし
- ・海側の場周柵が一部損壊
- ・都道（島一周道路）の一部が通行不能
- ・旅客ターミナルビル内に滞留者が70人
- ・商用電力の供給が停止、水道施設の被災により上水の供給が停止、通信は携帯電話の通話が

規制

(3) 悪天候等

ア 想定規模

- ・大雨：時間雨量 80mm 以上、または 24 時間雨量 300mm 以上
- ・台風：瞬間最大風速 50m/s、暴風域 5 時間継続
- ・噴火：噴火による滑走路、誘導路等への降灰

イ 被害状況

空港施設については以下を想定。

- ・旅客ターミナルビルは、大きな被害なし
- ・商用電力の供給が停止、水道施設の被災により上水の供給が停止、通信は携帯電話の通話が規制
- ・旅客ターミナルビル内に滞留者が 70 人
- ・火山による降灰により滑走路及び誘導路が使用不可
- ・台風による高潮等で海側の場周柵が一部損壊
- ・都道（島一周道路）の一部が通行不能

第 2 章 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

(1) すべての空港利用者の安全安心の確保

災害発生後 72 時間を目標として空港関係者が一体となって、想定される航空旅客をはじめとした空港利用者の安全確保を図る。

(2) 空港施設の早期復旧

気象警報等が発表されていればその解除後、復旧作業が開始でき次第、72 時間以内に民間航空機の離着陸が可能となる状態まで、滑走路や旅客ターミナルビル等、最低限必要となる空港施設を早期に復旧させる。

第 3 章 総合対策本部「A2-HQ」の設置

(1) 「A2-HQ」の設置

三宅島空港においては、以下の設置基準に達する災害が発生した場合において、「A2-HQ」を設置する。「A2-HQ」事務局は三宅島空港管理事務所（以下、空港管理事務所という）が担うこととし、設置場所は空港管理事務所内とする。なお、各構成員間の情報共有については、携帯電話またはメールを使用するものとする。

ア 地震

三宅島空港で震度「6 弱」以上の地震が発生した場合

イ 悪天候等

- ・特別警報が発表された場合
- ・「非常に強い」台風が三宅島空港に大きな影響を及ぼす可能性がある場合

ウ その他

上記ア及びイに関わらず、災害の発生が予見され、かつ、空港の機能維持・復旧や滞留者対応等について関係者との統括的な調整が必要と総合対策本部長が判断した場合

(2) 「A2-HQ」の構成

「A2-HQ」の構成は別表1のとおりで、本部長を三宅支庁長、副本部長を三宅支庁土木港湾課長とする。

現場の意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長不在の場合の代行順位は、①三宅支庁土木港湾課長、②三宅島空港管理事務所長、③その他指定された管理事務所職員とする。

(3) 「A2-HQ」の参集

(1) ア～ウにより「A2-HQ」を設置する場合、「A2-HQ」事務局は、速やかに各構成員に召集の連絡を行う。なお、召集による事務局への移動で危険が予測される場合は、リモートによる参集も可能とする。

(4) 「A2-HQ」の役割

「A2-HQ」は、主に以下の事項を行うものとする。

- ア 災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録・整理、関係者への発信
- イ 被災状況に基づく対応方針の決定
- ウ 決定事項に基づく関係機関への要請
- エ 空港施設や空港アクセス等の被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請

第4章 全ての空港において策定すべき計画

(1) B-Plan (Basic Plan : 基本計画)

B-1 滞留者対応計画

ア 被害想定

- ・地震・津波等の発生により、航空旅客等の旅客ターミナルビル利用者が、一時的に空港内で滞留。

イ 行動目標

- ・災害発生後15分以内に乗客等を空港内の安全な場所に避難させ、負傷者等への対応にあたるとともに、滞留者数及び被害状況を把握する。
- ・被害情報などを速やかに集約し、関係機関や旅客へ随時発信する。

- ・災害発生後 3 時間以内に三宅村指定の避難場所等に避難させる。

ウ 役割分担

<表 1-1-1 関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・ 備蓄品の準備 ・ 緊急時連絡体制の整備 ・ 連携確認 ・ 滞留スペースの事前検討	・ 被害状況の調査 ・ 関係機関からの被害状況の収集・整理 ・ 「A2-HQ」の設置（リモートによる参集も可能） ・ 国土交通省東京航空局への被害状況等の連絡 ・ 滞留スペースの確保 ・ 航空会社、滞留者に被害情報、復旧情報等の提供 ・ 空港外の航空旅客に対する情報提供	・ 航空会社、滞留者に復旧情報等の提供 ・ 滞留者に村指定避難場所等の情報を提供
航空会社 （新中央航空 （株）三宅島営業 所／東邦航空 （株）三宅島営業 所）	・ 連携確認	・ 旅客の避難誘導 ・ 運行状況、運航への影響等を把握 ・ 旅客の滞留状況等の把握 ・ 滞留者に被害情報、復旧情報等の提供	・ 滞留者に復旧情報等の提供 ・ 滞留者に村指定避難場所等への案内誘導

<表 1-1-2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者	
		空港管理事務所	航空会社
災害発生後	施設損壊等 （定期便の再開が見込めない。）	・ 施設点検 ・ 情報収集（道路状況や避難場所の情報など）	・ 情報収集（被害状況や旅客等の情報など）
15 分後	滞留者発生 （70 名）	・ 国土交通省航空局への被害状況等の連絡 ・ 「A2-HQ」の設置（リモートによる参集も可能）	・ 情報収集（運航情報など） ・ 旅客の避難誘導

30 分後		・ 航空会社、滞留者に被害情報、復旧情報等の提供 ・ 空港外の航空旅客に対する情報提供	・ 滞留者に被害情報、復旧情報等の提供
60 分後			
120 分後			
180 分後	滞留者解消	・ 滞留者に村指定避難場所等への情報提供	・ 滞留者に村指定避難場所等への案内誘導

B－2 早期復旧計画

ア 被害想定

- ・ 地震の発生によりにクラックが発生し、航空機の離着陸が不可。
- ・ 火山による降灰により滑走路及び誘導路が使用不可。

イ 行動目標

- ・ 災害発生後 1 時間以内に、必要な職員が空港内に参集。
- ・ 災害発生後 24 時間以内に、救援機（緊急物資の輸送や緊急ヘリ搬送等）が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。
- ・ 災害発生後 72 時間以内に、民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

ウ 役割分担

＜表 1－2－1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・ 災害発生時の緊急的な運用に係る航空局等関係機関との調整 ・ 災害応急対策業務に係る関係事業者（建設会社等）との調整	・ 空港基本施設、灯火施設の被害状況の確認（緊急点検） ・ 関係機関からの被害状況の収集・整理 ・ 国土交通省東京航空局新千歳空港事務所（以下「新千歳対空センター」という。）への連絡 ・ ノータムの発出 ・ 国土交通省東京航空局への被害状況の報告 ・ 「A2-HQ」の設置（リモートによる参集も可能）	・ 空港基本施設、灯火施設の復旧 ・ 定期便の運航再開に向けた調整

航空会社	・ 運航状況及び運航への影響確認 ・ 航空機の被害状況を管理事務所へ報告	・ 定期便の運航再開に向けた調整
------	---	--

＜表 1－2－2 タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者	
		空港管理事務所	航空会社
災害発生後	施設損壊等 (航空機の離着陸が不可)	被害状況の調査	・ 航空機等の被害状況の確認
15 分後	滞留者発生 (70 名)	・ 関係機関からの被害状況の収集・整理 ・ 新千歳対空センターへの連絡 ・ ノータムの発出 ・ 国土交通省航空局への被害状況等の連絡 ・ 「A2-HQ」の設置 (リモートによる参集も可能)	・ 被害状況の報告
30 分後		・ 関係機関連絡 (空港運用停止等)	
60 分後		・ 基本施設・灯火施設の応急復旧 ・ 第 5 章に規定する協定に基づく応急復旧を依頼 ※徐灰の対応は、ロードスーパー車による対応を依頼する。	
24 時間後	応急復旧完了 (救援機の運行可能)	・ ロードスーパー車による徐灰完了 ・ 関係機関連絡 (空港運用停止の一部解除等)	
72 時間後	応急復旧完了 (定期便の運行可能)	・ 関係機関連絡 (空港運用再開等) ・ 運航再開に向けた調整	・ 運航再開に向けた調整

なお、空港管理事務所が所持する資機材は、次のとおり

＜資機材リスト＞

	資機材	数量
1	発電機	2 台
2	コンクリートカッター	1 台
3	エアースー	1 台
4	補修材	1 個
5	工具類	1 式

(2) S-Plan (Specific-functional Plan: 機能別の喪失時対応計画)

S-1 電力供給機能

ア 被害想定

- ・ 地震・津波・台風の発生により電柱・電線等の送電設備が被害を受け、空港施設への商用電力の供給が停止。

イ 行動目標

- ・ 災害発生後、即座に非常用電源に切り替えるとともに、72 時間の電力を確実に確保するため、必要な燃料を確保する。(航空灯火に関しては連続 72 時間稼働に必要な燃料をタンク内に確保。ターミナルビルに関してはタンクの容量が連続 12 時間稼働分なので、必要な燃料を確保する必要がある。)

ウ 役割分担

<表 2-1-1 関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・ 非常用電源設備の稼働確認 ・ 非常用電源設備の稼働のための燃料（軽油）の確保 ・ 災害応急対策時の燃料供給に係る取扱事業者との調整	・ 空港内受配電設備の被害状況確認 ・ 非常用電源設備稼働状況確認（稼働しない場合） ・ 復旧作業 ・ 関係機関に連絡	・ 関係機関に連絡

<表 2-1-2 タイムテーブル>

経過時間	被災状況	対応者	
		空港管理事務所	
災害発生後	商用電力の供給停止	・ 非常用電源設備稼働確認 ・ 燃料保有量確認 ・ 電力会社の復旧見通し把握	

15 分後		・ 電気設備の点検	(稼働しない場合) ・ 応急復旧 ・ 関係機関に連絡 ・ 新千歳対空センターへの連絡 ・ ノータムの発出 ・ 国土交通省航空局への被害状況等の連絡
(日中)		・ 燃料調達	
12 時間後		・ 燃料補充 (ターミナルビル)	
24 時間後			
36 時間後			
48 時間後			
72 時間後	商用電力の供給再開		

S-2 通信機能

ア 被害想定

- ・ 地震・津波・台風の発生により携帯電話の通信規制が行われ、音声通信が困難。

イ 行動目標

- ・ 空港内事業者はインターフォンまたはトランシーバー、三宅支庁は電子メールや防災行政無線、スターリンクで連絡可能。
- ・ ターミナルビルには公衆電話、Wi-Fi が設置。

ウ 役割分担

<表 2-2-1 関係機関の役割分担>

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	日常点検	・ 通信規制に係る情報収集 ・ 関係機関に情報提供	
航空会社		・ 滞留者に情報提供	

＜表 2－2－2 タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者	
		空港管理事務所	航空会社
災害発生後	携帯電話の音声通話が規制	・ 通信規制に係る情報収集	
15 分後		・ 航空会社に情報提供	・ 滞留者に情報提供
180 分後	滞留者解消		

S－3 水道機能

ア 被害想定

- ・ 地震・津波・台風の発生により停電。断水し、上水道の使用不可。

イ 行動目標

- ・ 飲料水・緊急トイレについて 70 人分を 3 時間分確保。

ウ 役割分担

＜表 2－3－1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・ 配布用飲料水（ペットボトル）70 人分確保 ・ 緊急トイレ 70 人分確保	・ 飲料水配布準備 ・ 緊急トイレ設置 ・ 滞留者、航空会社に情報提供	・ 滞留者、航空会社に情報提供

＜表 2－3－2 タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者
		空港管理事務所
災害発生後	水道事業者（村）からの給水停止	・ 給排水設備点検

15 分後		・ 飲料水配布準備 ・ 緊急トイレ設置 ・ 滞留者、航空会社に情報提供
180 分後	滞留者解消	

S－4 燃料供給機能

ア 被害想定

- ・ 航空燃料貯蔵供給設備に被害なし
- ・ 航空機燃料が枯渇。

イ 行動目標

- ・ 災害発生後 72 時間、空港外からの燃料供給が寸断されたとしても、空港内外に貯蔵している燃料を有効活用することにより、燃料供給体制を維持。

ウ 役割分担

＜表 2－4－1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・ 航空機燃料の確保状況確認	・ 給油車両等の被害状況確認 ・ 燃料備蓄量確認	

＜表 2－4－2 タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者
		空港管理事務所
災害発生後		
15 分後		・ 給油事業者に給油車両、貯蔵設備の被害状況及び燃料備蓄量の確認
72 時間後		

S－5 空港アクセス機能

ア 被害想定

- ・ 地震・津波・台風の発生により、都道（島一周道路）の一部が通行不能。

イ 行動目標

- ・ 都道（島一周道路）の被害、啓開、復旧状況に応じて、3 時間以内に滞留者を三宅村指定

の避難場所等に避難させる。なお、都道（島一周道路）の管理者は三宅支庁であり、災害発生時は緊急点検・啓開・復旧を実施するとともに被害情報、復旧情報は空港管理事務所へ随時提供される。

ウ 役割分担

＜表 2－5－1 関係機関の役割分担＞

	事前の備え	災害発生直後	応急復旧時
空港管理事務所	・ 緊急時連絡体制の整備 ・ 連携確認	・ 都道（島一周道路）に関する情報収集 ・ 航空会社、滞留者に被害情報、復旧情報等の提供	・ 航空会社、滞留者に復旧情報等の提供 ・ 滞留者に村指定避難場所等の情報を提供
航空会社	・ 連携確認	・ 滞留者に被害情報、復旧情報等の提供	・ 滞留者に復旧情報等の提供 ・ 滞留者に村指定避難場所等への案内誘導

＜表 2－5－2 タイムテーブル＞

経過時間	被災状況	対応者	
		空港管理事務所	航空会社
災害発生後	都道（島一周道路）の一部が通行不能	・ 都道（島一周道路）に関する情報収集	
15 分後		・ 航空会社、滞留者に被害情報、復旧情報等の提供	・ 滞留者に被害情報、復旧情報等の提供
180 分後	滞留者解消	・ 滞留者に村指定避難場所等の情報を提供	・ 滞留者に村指定避難場所等への案内誘導
72 時間後	都道（島一周道路）の全面開通		

第 5 章 外部機関との連携

- ・ 災害時における応急対策業務に関する協定〔平成 25 年 10 月〕
【東京都－一般社団法人日本埋立浚渫協会－伊豆七島建設業協同組合】
- ・ 災害時における応急対策業務に関する協定【令和 2 年 10 月】
【東京都－三宅村－御蔵島村－警視庁－三宅島建設協会】

第6章 情報発信

(1) 整理すべき情報と担当機関

- ・管理施設の被害及び復旧状況
【空港管理事務所】
- ・空港内の滞留者の状況
【空港管理事務所】【新中央航空（株）】【東邦航空（株）】
- ・地震や津波等の災害の状況
【気象庁三宅島火山防災連絡事務所】
- ・民間航空機の運航計画及び運航状況
【新中央航空（株）】【東邦航空（株）】
- ・旅客ターミナルビルの運用状況
【空港管理事務所】
- ・駐車場の運用状況
【空港管理事務所】
- ・空港周辺の道路状況
【三宅支庁土木港湾課】【三宅島警察署】

(2) 情報の集約と発信

- ア 上記（１）で整理された情報を、別表２に記載された連絡先に従って、電子メール等により「Ａ２－ＨＱ」で集約を行うものとする。
- イ 集約した情報を電子メール等により「Ａ２－ＨＱ」の各構成員に提供し、当該情報は現場の担当レベルまで共有させるものとする。あわせて、以下に対しても上記情報を提供すること。
- ・国土交通省航空局災害対策本部
(航空局総務課危機管理室 ０３－５２５３－８７００)
 - ・東京航空局災害対策本部
(東京航空局安全企画・保安対策課 ０３－５２７５－９３１６)
- ウ 「Ａ２－ＨＱ」が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に提供する資料を作成し、情報を発信するものとする。
- エ 滞留者への情報提供は、原則として航空会社を介して、空港管理事務所が行う。

第7章 訓練計画

(1) 訓練の実施

「Ａ２－ＨＱ」主催の訓練を、毎年度８月を目途に行うものとする。訓練の企画・立案は空港管理事務所（※空港管理者を想定）が行い、訓練の実施後、アンケート調査を実施するなど、参加機関の要望や提案等を募るよう努めること。

なお、訓練の結果等を踏まえ、必要に応じて「Ａ２－ＢＣＰ」の改訂を行う。

(2) 日常点検の実施

空港設置管理者（及び【ビル会社】）は、以下のとおり日常点検を実施する。

- ア 毎月 1 回、非常用電源設備の稼働確認を行う。
- イ 毎年 1 回、備蓄品の確認を行う。

第 8 章 各施設の担当部署と技術者の配置状況

ア 基本施設

- ・ 三宅島空港管理事務所 電気職 1 名
- ・ 三宅支庁土木港湾課 土木職 5 名

イ 無線施設（東京航空局所管）

ウ 灯火施設

- ・ 三宅島空港管理事務所 電気職 1 名
- ・ 三宅支庁土木港湾課 土木職 5 名

エ 旅客ターミナルビル

- ・ 三宅島空港管理事務所 電気職 1 名
- ・ 三宅支庁土木港湾課 土木職 5 名

別表 1 総合対策本部「A 2－HQ」の構成

	機 関 名
1	三宅島空港管理事務所
2	新中央航空株式会社
3	東邦航空株式会社
4	三宅村消防本部
5	三宅支庁土木港湾課

別表 2 整理すべき情報と担当機関

	機関名
1	三宅島空港管理事務所
2	新中央航空株式会社
3	東邦航空株式会社
4	三宅村消防本部
5	三宅支庁土木港湾課
6	三宅島警察署